

## とちぎ航空機産業認証維持支援補助金交付要領

### (趣旨)

第1条 県の交付するとちぎ航空機産業認証維持支援補助金については、栃木県補助金等交付規則(昭和36年栃木県規則第33号。以下「規則」という。)及び補助金等の名称等の告示(昭和47年栃木県告示第354号)に規定するもののほか、この要領の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要領において、「中小企業者」とは、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に「中小企業者」として規定する企業で、県内に事業所を有するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は「みなし大企業」とし、含めない。

- (1) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している。
- (2) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有している。
- (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占める。

2 この要領において、「航空機産業認証」とは、品質規格 ISO9001 に航空宇宙産業の要求事項を追加した品質マネジメント規格 (JISQ9100)、航空機の主要メーカーが参画して設立した特殊工程の認証機関が運用する航空機産業における特殊工程認証システム (Nadcap)、その他の航空機産業において必要とされる国際的な認証 (認証機関からの認証取得により航空機産業における取引拡大が見込めるもの) を指すものとする。

### (交付の目的)

第3条 この補助金の名称、目的、補助対象となる事業の内容、補助率、補助限度額、補助対象期間及び交付の相手方は、次表のとおりとし、予算の範囲内で交付する。

補助金の名称	補助金の交付目的	補助対象となる事業の内容	補助率	補助限度額	補助対象期間	交付の相手方
とちぎ航空機産業認証維持支援補助金	新型コロナウイルスの感染拡大の影響により県内における航空機部品製造に必要な技術継承の断絶が危惧される中、中小企業者の航空機産業認証維持に要する経費の一部を補助することにより、県内における航空機産業の振興に寄与することを目的とする。	(1)補助対象事業 県内事業所における航空機産業認証の維持に係る事業 (2)補助対象経費 別表に掲げる経費	補助対象経費の3/4以内	600千円以内/認証 ※1社あたりの補助限度額は、維持する認証数に600千円を乗じたものとする。	令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日	中小企業者

(交付の申請)

第4条 規則第4条の規定により提出する書類は、次表に定めるところによる。

提出すべき申請書の名称	様式	申請書に添付すべき書類の名称	添付書類の様式	提出部数	提出期限
とちぎ航空機産業認証維持支援補助金交付申請書	様式第1	(1) 認証維持計画書 (2) 収支予算書 (3) 申請者の概要がわかる資料 (4) その他知事が必要と認める書類	様式第2 様式第3	1部	知事が別に定める 期日

(補助の条件)

第5条 規則第6条の規定による条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更（次条の軽微な変更を除く。）をする場合においては、あらかじめ様式第4による申請書を知事に提出し承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、あらかじめ様式第5による申請書を知事に提出し承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了することができない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第6による報告書を知事に提出し、その指示を受けること。

2 知事は前項に定めるもののほか、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を附すことがある。

(軽微な変更)

第6条 前条第1項第1号に規定する軽微な変更とは、補助目的の達成に支障を来すことなく、かつ、事業能率の低下をもたらさない事業計画の細部の変更をする場合で、次のいずれかに定める場合をいう。

- (1) 補助事業に要する経費の20パーセント以内の変更となる事業の内容の変更をする場合
- (2) 別表の補助対象経費の各経費区分の相互間において、いずれか低い額の20パーセント以内の経費の配分を変更する場合

(実績報告)

第7条 規則第13条の規定により提出する書類は、次表に定めるところによる。

提出すべき報告書の名称	様式	報告書に添付すべき書類の名称	添付書類の様式	提出部数	提出期限
とちぎ航空機産業認証維持支援補助金実績報告書	様式第7	(1) 事業報告書 (2) 収支決算書 (3) 事業実施を証明する書類 (4) その他知事が必要と認める書類	様式第8 様式第9	1部	知事が別に定める 期日

(補助金の請求)

第8条 補助事業者が規則第19条の規定により提出する書類は、次表に定めるところによる。

提出すべき報告書の名称	様式	報告書に添付すべき書類の名称	提出部数	提出期限
とちぎ航空機産業認証維持支援補助金請求書	様式第10	(1) 交付決定通知書の写し (2) その他知事が必要と認める書類	1部	知事が別に定める期日

(補助金の経理)

第9条 補助事業を実施した企業(以下「補助事業者」という。)は、補助事業に係る経費について、その収支の事実を明確にした帳簿及び証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

附則

- 1 この要領は、令和2年度の認証維持に要する補助事業に適用する。
- 2 この要領は、令和3(2021)年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 この要領の失効前に交付の決定をなされた補助事業については、この要領の規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

附則

- 1 この要領は、令和3年度の認証維持に要する補助事業に適用する。
- 2 この要領は、令和4(2022)年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 この要領の失効前に交付の決定をなされた補助事業については、この要領の規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

附則

- 1 この要領は、令和4年度の認証維持に要する補助事業に適用する。
- 2 この要領は、令和5(2023)年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 この要領の失効前に交付の決定をなされた補助事業については、この要領の規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

附則

- 1 この要領は、令和5年度の認証維持に要する補助事業に適用する。
- 2 この要領は、令和6(2024)年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 この要領の失効前に交付の決定をなされた補助事業については、この要領の規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

別表 補助対象経費

経費区分	内容
コンサルティング費	認証維持に必要なコンサルティングに係る経費
研修費	認証維持のために必要な研修受講に係る経費
審査費	審査料、審査員旅費等、審査に係る経費 認証の登録に係る経費
翻訳・通訳費	認証機関や審査員等の対応に必要な翻訳及び通訳の依頼に係る経費
その他	その他、知事が特に必要と認めた経費

※消費税及び地方消費税は、補助対象経費から除くものとする。

※補助対象経費は、第3条の補助対象期間に実施したものに限るが、その支払時期については、審査機関の都合等による先払いを認めるものとする。

栃木県知事 様

申請者 住所(所在地)  
会社名  
代表者職氏名

とちぎ航空機産業認証維持支援補助金交付申請書

とちぎ航空機産業認証維持支援補助金の交付を受けたいので、とちぎ航空機産業認証維持支援補助金交付要領第4条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

記

1 認証名 \_\_\_\_\_

2 交付申請額 \_\_\_\_\_ 円

3 提出書類

- (1) 認証維持計画書 (様式第2)
- (2) 収支予算書 (様式第3)
- (3) 申請者の概要がわかる資料 (会社パンフレット等)

※ 認証維持計画書及び収支予算書は認証毎に作成をお願いします。

4 申請者の概要

本社又は主たる事業所の所在地	〒
担当者連絡先	所属：
	職・氏名：
	TEL： E-Mail：
会社の規模	資本金： 従業員数： 人
保有する航空機産業認証	
担当する主な部品等	



様式第3 (第4条関係)

収 支 予 算 書

1 認証名 \_\_\_\_\_

2 認証維持に要する収支予算

<収入の部>

項目	金額 (円)	備考
補助金 (A)		
自己資金		
収入合計		

<支出の部>

経費区分	経費	補助対象経費 (消費税抜き) (B)	補助金申請額 (B)の合計額 ×3/4、 上限60万円) (C)	内容
コンサルティング費				
研修費				
審査費				
翻訳・通訳費				
その他				
合計 (円)				

※ (A)と(C)は同額となります。

※ 審査費には、申請費、認証登録費も含まれます。

※ 積算根拠となる書類を添付してください (前年度の支払い書類等)。

年 月 日

栃木県知事 様

申請者 住所(所在地)  
会社名  
代表者職氏名

とちぎ航空機産業認証維持支援補助金に係る補助事業の内容(経費の配分)の  
変更承認申請書

年 月 日付け栃木県指令工第 号をもって交付決定通知があった上記補助事業の計画(事業内容、経費配分)を下記のとおり変更したいので、とちぎ航空機産業認証維持支援補助金交付要領第5条第1項第1号の規定により次のとおり申請します。

記

1 変更の理由

2 変更後の認証維持計画 認証維持計画書(様式第2)のとおり

3 変更後の収支予算書 収支予算書(様式第3)のとおり

年 月 日

栃木県知事 様

申請者 住所(所在地)  
会社名  
代表者職氏名

とちぎ航空機産業認証維持支援補助金に係る補助事業の中止(廃止)承認申請書

年 月 日付け栃木県指令工第 号をもって交付決定通知があった上記補助事業を下記の理由により中止(廃止)したいので、とちぎ航空機産業認証維持支援補助金交付要領第5条第1項第2項の規定により承認を申請します。

記

1 中止の理由

栃木県知事 様

申請者 住所(所在地)  
会社名  
代表者職氏名

とちぎ航空機産業認証維持支援補助金に係る補助事業遅延等報告書

年 月 日付け栃木県指令工第 号で交付決定をもって交付決定通知があった上記補助事業について、下記のとおり事故等があったので、とちぎ航空機産業認証維持支援補助金交付要領第5条第1項第3号の規定により報告します。

記

- 1 補助事業の進捗状況
- 2 補助事業に要した経費
- 3 事故等の内容及び原因
- 4 事故等に対する措置

栃木県知事 様

申請者 住所(所在地)  
会社名  
代表者職氏名

とちぎ航空機産業認証維持支援補助金実績報告書

年 月 日付け栃木県指令工第 号で交付決定をもって交付決定通知があった上記補助事業を完了しましたので、とちぎ航空機産業認証維持支援補助金交付要領第7条の規定により、関係書類を添えて次のとおり報告します。

記

1 認証名 \_\_\_\_\_

2 提出書類

- (1) 事業報告書(様式第8)
- (2) 収支決算書(様式第9)
- (3) 事業実施がわかる書類(例、認定書など)(写し可)
- (4) 経費の納付を証明するもの(領収書の写し等)

※ 上記の関係書類は、認証毎に作成をお願いします。

事業報告書

認証名	
審査日	年 月 日
認証交付日	年 月 日
認証審査依頼先	機関名：  所在地：
当該認証維持のために実施した内容と時期 (経費区分毎に記載してください)	

収 支 決 算 書

1 認証名 \_\_\_\_\_

2 維持に要した収支決算

<収入の部>

項目	金額 (円)	備考
補助金 (A)		
自己資金		
収入合計		

<支出の部>

経費区分	経費 (円)	補助対象経費 (消費税抜き) (B)	補助金申請額 (B)の合計額 ×3/4、 上限60万円) (C)	支払先
コンサルティング費				
研修費				
審査費				
翻訳・通訳費				
その他				
合計				

※ (A)と(C)は同額となります。

※ 審査費には、申請費、認証登録費も含まれます。

様式第 10(第 8 条関係)

とちぎ航空機産業認証維持支援補助金請求書

金 \_\_\_\_\_ 円

年 月 日付け栃木県指令工第 号で交付決定の通知があった、とちぎ航空機産業認証維持支援補助金を上記のとおり交付されるよう、とちぎ航空機産業認証維持支援補助金交付要領第 8 条の規定により請求します。

年 月 日

栃木県知事 福 田 富 一 様

申請者 住所(所在地)  
会社名  
代表者氏名

[振込口座]

金融機関名 \_\_\_\_\_  
本支店名 \_\_\_\_\_  
預金種別 普通・当座  
口座番号 \_\_\_\_\_  
口座名義(カタカナ) \_\_\_\_\_